

## 平成30年度

# 公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 基礎研究等助成事業費補助金 公募要領

### <応募受付期間>

平成30年4月16日(月)から 平成30年5月16日(水)まで

### <応募書類の提出先>

下記まで、持参又は郵送のこと。

(持参の場合は土曜・日曜・祝祭日を除く8時30分から17時15分まで。

郵便の場合は5月16日消印有効。)

〔注意〕 応募用紙の記載もれや書類の不備等がある場合、応募期間中は訂正を受け付けますが、応募期間経過後は訂正を受け付けられませんので、余裕をもって提出してください。応募を希望する場合は、可能な限り、事前に下記に相談してください。

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 研究開発振興課

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

電話: 0952-34-4413

メール: kenkyuu@mb.infosaga.or.jp

URL: <http://www.infosaga.or.jp/main/43.html>

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター

## 1. 目的

新製品開発又は新技術開発を産学官連携で行う佐賀県内の中小企業及び中堅企業に対し、補助金を交付することで、国等の競争的資金獲得又は実用化に向けた研究開発の活性化を図ることを目的とします。

## 2. 公募等の実施主体

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター（以下、「センター」という）が、補助事業の公募、審査、採択等を行いません。

## 3. 応募要件

応募にあたっては、次の(1)～(5)のすべての要件を満たす必要があります。

(1) 次の①又は②に該当するもの。

① 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号に規定する中小企業者であること。

※資本金の額(又は出資の総額)が下表の金額に該当する会社もしくは常時使用する従業員の数  
が下表の人数に該当する会社及び個人

※グループでの応募はできない。

※個人の場合は、税務署に開業届を提出している個人事業主のみを対象とし開業予定者は対象外とする。

業種	中小企業者(下記のいずれかを満たすこと)	
	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業、 その他の職種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

② 従業員数が100人以上1,000人未満の中堅企業であること。

(2) 佐賀県内に主たる事業所を有すること。

※佐賀県管内の県税事務所に事業税を納税していることが必須条件となります。

※主たる事業所…製造又は販売の拠点となっている事業所の内、売上高及び従業員数の最も多い事業所

(3) 佐賀県内に研究開発を行うことが可能な事業所を有すること。

(4) 自己又は自社の役員等が、以下の①～⑦に該当しないこと。

①暴力団

②暴力団員

③暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

- ④自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- ⑤暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- ⑥暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- ⑦暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- ※上記の②～⑦に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人である場合は、応募要件を満たしません。

(5) 産学、産官又は産学官で構築した共同研究体の代表者であること。

※「産」…佐賀県内の中小企業等であって、上記(1)～(4)の要件を満たすもの

※「学」…学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する大学、高等専門学校

※「官」…国及び地方公共団体の試験研究機関(独立行政法人化した試験研究機関を含む。)

#### 4. 補助内容

補助内容は、次のとおりとします。

##### (1) 対象区分

###### ① 基礎研究

研究基盤となる技術シーズの明確化やデータ収集等を行い、国等の競争的資金獲得を目的とするもの。

###### ② 応用研究

明確化された技術シーズを育成・発展させ、高度な国等の競争的資金獲得を目的とするもの。

###### ③ 実証・実用化研究

試作品等について、確立された技術シーズを活用し、性能、効果又は安全性等について評価のためのデータ収集を行うとともに試作品等の改良を行い、実用化を目指す研究を行うもの。

##### (2) 対象分野

特定分野: 健康・医療関連分野、化粧品関連分野、自動車関連分野

一般分野: 上記以外の分野

##### (3) 補助率、補助限度額及び補助期間等

区分	補助率	補助限度額		補助期間
		特定分野	一般分野	
基礎研究	補助対象経費の 2 / 3 以内	300万円	200万円	交付決定日から 交付決定日の属 する年度の2月 末日まで
応用研究				
実証・実用化研究		200万円	150万円	

## 5. 対象経費

対象経費は、以下のとおりとします。なお、交付決定日から交付決定日の属する年度の2月末日までに支出される経費が対象となります。

○基礎研究及び応用研究：下表の①から⑥、及び⑨

○実証・実用化研究：下表の①から⑨

①機器・設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究に専用するために必要な機器・設備類の購入、外注製作又は社内製作(材料費、設計費等を含む。)に要する費用</li> <li>研究に専用するために必要な機器・設備類の賃借に要する費用</li> <li>上記機器・設備類に関する営繕工事、改造、修理又は保守に要する費用</li> </ul>
②材料・消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究に専用するために必要な資材、部品、原料、消耗品等の購入又は製作に要する費用</li> </ul>
③外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究の遂行上必要な比較的単純で研究要素の含まれない作業の外部への外注に要する経費</li> </ul>
④旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>研究者が研究の遂行に必要な旅費</li> <li>技術指導者等外部の者に研究の遂行上必要な業務の協力を依頼するために要する旅費</li> </ul>
⑤謝金	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の者から研究の遂行上必要な専門知識の提供等を受けるために支払う謝礼</li> <li>外部の者に研究の遂行上必要な業務の協力を依頼するために支払う謝礼</li> </ul>
⑥設備等使用料	<ul style="list-style-type: none"> <li>外部の者から研究の遂行上必要な設備(実験施設、測定機器、電算機等)を一時的に使用するために要する費用</li> </ul>
⑦調査・分析委託費	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業化に向け市場動向や業界動向等の調査を専門機関等に委託する費用</li> </ul>
⑧展示会出展経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>販路開拓のため展示会出展に必要な費用</li> </ul>
⑨その他の直接経費	<p>上記以外の費用であって、研究の遂行に直接要すると認められる次の項目の経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術関係費 データベース検索料、学会参加費(旅費・交通費に含まれるものを除く。)、文献購入費等研究遂行上必要となる技術情報等の収集、発表等に要する費用</li> <li>光熱水費 研究の遂行に直接使用する電気、ガス、水道、その他燃料等に要する費用であって、原則として、研究に直接使用した数量を確認できるもの</li> <li>通信・運搬費 研究の遂行上直接必要とする通信・運搬費</li> <li>その他 その他研究の遂行に直接必要と認められる費用</li> </ul>

※消耗品的なものであっても、設備や機器試作の一部となるものは、①機器・設備費に計上してください。

※⑧展示会出展経費は、販売目的の即売会や自社主催のものは対象外とし、ニーズ収集やリサーチ(市場動向や需要分析の裏付け、顧客意見の収集等)を目的としてください。

## 6. 応募期間及び応募方法

応募期間及び応募方法は以下のとおりとします。

### (1) 応募期間

平成30年4月16日(月)～平成30年5月16日(水)17時15分

### (2) 応募方法

応募にあたっては、公益財団法人佐賀県地域産業支援センター基礎研究等助成事業費補助金応募用紙」を作成し、応募用紙に記載の書類を添付の上、センターに持参又は郵送してください。(提出部数:1部)

持参の場合の受付は、8時30分から17時15分までとします。(土曜、日曜、祝祭日を除く。)

郵送の場合は、平成30年5月16日(水)消印有効とします。

※応募用紙の様式は、下記に請求するか、又はセンターのホームページからダウンロードして使用してください。

※ 電子メールによる申請は受け付けません。

※ 応募用紙の記載もれや書類の不備等がある場合、応募期間中は訂正を受け付けますが、応募期間経過後は訂正を受け付けません。

※ 応募用紙は、研究の帰属する技術分野における通常の知識を持たない者であっても理解できる程度に記載してください。

※提出された応募書類等は、応募期間経過後は返却しません。

#### <応募書類提出先>

公益財団法人佐賀県地域産業支援センター 研究開発振興課

〒849-0932 佐賀市鍋島町八戸溝114

電話: 0952-34-4413

メール: kenkyuu@mb.infosaga.or.jp

URL: <http://www.infosaga.or.jp/main/43.html>

## 7. 審査方法

以下の審査手順と審査基準により、補助対象者を決定します。

### (1) 審査手順

- ①審査は、センターが設置する審査会において実施し、書類審査及び、プレゼンテーションによる面接審査を行います。なお、必要に応じて、応募者にヒアリング又は追加資料の提出を求める場合があります。
- ②審査会は、公設試験研究機関、大学関係者等により構成し、中立の立場から厳正に審査します。なお、審査会委員の氏名及び審査の経過については、応募者を含め公表しません。
- ③ 審査の結果は、センターから応募者に郵送で通知します。

### (2) 審査の視点

#### ①研究の計画性

- ・中小企業が研究・開発の主体となり、基礎・応用研究、実証・実用化ともに、事業可能性及び大学等との共同研究を見据えた計画であるか。
- ・期間内に実現可能な計画内容であるか。

#### ②新規性

- ・研究テーマ及び予定している製品に新規性があるか。
- ・過去に採択を受けた研究テーマと同一ではないか。
- ・既に汎用的な技術に関する研究ではないことの確認。

#### ③企業の研究体制

- ・基礎研究等助成事業を完了し得る健全な財務体制となっているか。
- ・人員や時間配分等について妥当な確保を適切に行なっているか。

## 8. スケジュール

時期（変更の可能性あり）	項目
平成30年4月16日（月）	公募開始
平成30年5月16日（水）	公募締切
平成30年6月	審査会開催
平成30年6月	審査結果通知
平成30年6月～7月	採択者説明会の実施
平成30年7月～8月	支出計画（応募書類）に基づく申請額の最終確認
平成30年7月～8月	交付決定通知
平成30年10月	実施状況報告書の提出
対象経費や内容に変更が生じるとき	変更承認申請
平成31年2月末日	事業完了
平成31年3月10日	実績報告書及び証拠書類等の提出
平成31年3月中旬	額の確定通知
平成31年3月中旬	交付請求書の提出
平成31年3月下旬	補助金支払

## 9. 補助対象事業を実施するに際しての注意事項

- (1) 以下に掲げる事項が生じたときは、交付決定の全部又は一部の取消し、もしくは交付決定の内容、又は条件を変更することがあります。(これらについては、補助終了後、及び補助金額が確定した後であっても同様です。)
- ① 補助金をその用途外に使用したとき。
  - ② 補助金により取得又は効用が増加した財産を、センターの承認を受けずに、補助の目的に反して、使用・譲渡・交換・貸し付け・廃棄・担保に供したとき。
  - ③ 交付決定の内容・条件その他法令等又はセンター理事長の指示に違反したとき。
- (2) 上記により交付決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、その返還を求めます。
- (3) 補助事業に基づき補助事業年度もしくは補助事業年度の終了後3年間以内に出願、又は取得した産業財産権等について、第三者への譲渡又は専用実施権の設定は認めません。
- (4) 採択した事業については、原則として、補助先の事業主体名、企業概要、事業名及び事業概要等を公表します。
- (5) 主たる技術的課題の解決方法そのものを外注又は委託する事業、及び、試作品等の製造・開発の全てを他社に委託し、企画だけを行う事業は、補助対象となりません。

## 10. その他

### (1) 個人情報

応募に関連して提供された個人情報については、下記各項目の目的にのみ利用します。  
(但し、法令等により提供を求められた場合等を除きます。)

- ・ 審査及び審査に係る事務連絡、通知等
- ・ 採択された場合は、交付申請等の事務連絡、説明会の開催案内等に必要な連絡
- ・ 本事業に関連した成果報告会、フォローアップ調査、アンケート調査等の連絡